

○岡山県警察電話運営要領の制定について(通達)

(平成 18 年 1 月 13 日岡装第 5001 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡務第 287 号 平成 31 年 3 月 22 日岡務第 246 号

平成 31 年 4 月 9 日岡務第 328 号 令和 5 年 11 月 21 日岡装第 219 号

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、警察電話の管理及び取扱いに関して岡山県警察電話運営要領を別添のとおり制定し、平成 18 年 2 月 1 日から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察電話運営要領

第 1 目的

この要領は、岡山県警察における警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 使用

- 1 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するために必要な事項をその内容としたものでなければならない。
- 2 警察職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

第 3 秘密の保持

警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

第 4 部外使用

警察本部長は、第 2 の 1 の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、警察電話を適正に使用することができると認めるものに対して警察電話を使用させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と緊密な連絡を要する職にある者
- (2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

第 5 交換室の運用

警察本部の交換室は、警務部装備課(以下「装備課」という。)において運用するものとする。

第6 交換所の運用

交換室におけるもの以外の電話交換装置及び交換取扱者の総体を交換所というものとし、警察署等(交換所が設置された所属に限る。以下同じ。)の警務課又は庶務係において運用するものとする。

第7 交換室及び交換所の事務

交換室及び交換所は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第9に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施
- (3) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内
- (4) 交換室にあつては、通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続
- (5) 交換所にあつては、第8に規定する障害の届出等を受けた場合の装備課への通知

第8 通信障害の届出

警察職員は、警察電話の障害又は通話の異常を認知したときは、警察本部の所属にあつては装備課、警察署等にあつては交換所に速やかに通知するものとする。

第9 非常事態における通知等

- 1 警察本部長は、天災、事変その他非常の事態が発生し若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ若しくは生じるおそれがある場合において、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等の非常措置を講ずる必要性を認めたときは速やかに中国四国管区警察局岡山県情報通信部長(以下「情報通信部長」という。)へ通知するものとする。
- 2 交換室及び交換所において、至急の手配等を要する内容の通話の入電を認めたときは直ちに地域部通信指令課へ通報するものとする。

第10 警察電話番号簿の整備

警察電話番号簿は適正に保管管理し、盗難、紛失等の防止に努めるとともに、その内容に変更のあった場合は速やかに更新することとする。

第11 有線通信設備の工事申請

- 1 所属長は、警察電話の設置、移転、廃止等を行おうとするときは、有線通信設備工事申請書(様式)により、警務部装備課長(以下「装備課長」という。)に申請するものとする。
- 2 装備課長は、1の規定による申請が適当であると認めたときは、情報通信部長が指定する方法により、有線通信設備の工事を依頼するものとする。
- 3 装備課長は、1の規定による申請が第4に規定する部外者の使用に係る有線通信設備の工事に係るものである場合は、警察本部長の決裁を経て、情報通信部長に当該工事

を依頼するものとする。ただし、既存の回線の増設、警察電話番号の変更等工事の内容が軽易なものであるときは、装備課長が専決することができるものとする。

4 1 から 3 までの規定は、警察活動に用いる警察電話以外の電話において準用する。

第 12 文書の保存

有線通信設備工事申請書は、装備課において 3 年間保存するものとする。

第 13 その他

この要領に定めるもののほか、警察電話の運営について必要な事項は、装備課長が別に定める。